

11.8.10
 年月
 15/13

大正十一年八月六日

大阪府

稻畑染工場動搖ニ関スル件

前報嘆願書ヲ大阪聯合會豊崎支部ニ協議上提出スル職工側
 ハ平常通り就業者ヲ会社ノ田舎ヲ待テテ其幹部等ハ会社側ニテハ
 嘆願書ノ主旨ニ沿フキ回答ヲ与ヘントスル意圖見ヤニテ同業觀シツテハ
 之内ニ接合セシ要索外強硬ニテ要求ノ大部分ハ拒絶セラルベキ状態ニ
 下シテ觀取シ大ニ狼狽ニ協議會ヲ閉ヤ嘆願書ヲ取下ケ主謀者ハ引責辭
 職スルヲセリ。該決議ニ依リ代表者山本逸郎ハ会社ニ此等ヲ通ジテ
 引責辭職スルハ又職工待遇改良ニ就テハ己ニ續業ヲ存スルアリテ不日
 之ヲ放棄スルノ豫定ニテハ同業ニ就業者口口ト述ベ引揚ケテリ。

内務省

三ヶ年^{以上}勤シハ一月ヲ停メ毎二日休ニ日分ヲ停メ、依テ解雇ハ半額
 但シ一年^{以上}勤シ者ニ限リ
 三十時間別業ノ実施（現在未施行）
 四、寄宿舎ト指定下宿ノ待遇ヲ同等ニスル
 五、食費増額（三十才ヲ二十五才ニ）
 回答ハ四十八日以内
 （八月五日報）